

キャリア人材紹介サービス利用規約

第1章 総則

第1条 （規約の適用）

1. キャリア人材紹介サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）は、お客様の依頼に基づき、ポート株式会社（以下「弊社」といいます。（有料職業紹介事業者 許認可番号：13-ユ-305645））が提供する、キャリア人材の職業紹介サービス（以下、「本サービス」といいます。）に関する規約であり、本規約は、本サービスの提供条件及び本サービスの利用に関する弊社とお客様の間の権利義務関係を定めることを目的とし、お客様と弊社との間の本サービスの利用に関わる一切の関係に適用されます。本サービス申込書と本規約は一体のものであり、これらに基づき弊社とお客様との間に発生する法律関係を「本契約」といいます。
2. 本規約とは別に、弊社とお客様の間で個別契約が締結された場合、個別契約と本規約に異なる定めがある場合は、その異なる部分については、個別契約が優先して適用されるものとします。
3. 弊社が本サービスを提供する上での仕様、料金その他の詳細につき、お客様は、申込書その他弊社が別途指定するところに従うものとします。また、お客様から弊社に対する料金のお支払いに関する、振込手数料その他の手数料は、お客様が負担するものとします。なお、本サービスに関する料金その他お客様にお支払いいただく金額には、別途消費税その他の税金が加算されます。（当該サービスのご提供時点での税制に従うものとします。）
4. 弊社は、お客様と弊社との双方の債務の弁済期の到来の前後に関わりなく、また、同債務が本契約に基づき生じたものであるにかかわらず、弊社がお客様に対して負担する一切の金銭債務とお客様が弊社に対して負担する一切の金銭債務とを、弊社からお客様に対する書面又は電磁的方法による意思表示によって、対当額にて相殺することができるものとします。

第2条 （本サービス及びサービスプランの内容）

1. 弊社は、第3条に定める申込書の記載に従い、本サービスを提供致します。
2. 弊社は、弊社の裁量に基づき、本契約により弊社がお客様に対して負う義務と同等の義務を負担させた上で、本サービス提供の全部または一部を第三者に再委託することができるものとします。

第3条 （利用の申込み）

1. 本契約は、お客様が本規約に同意の上、前条に定める本サービスの種類を特定した弊社所定の申込書に記名及び捺印し、当該申込書を弊社に郵送、ファクシミリまたはPDFデータを電子メールにより送信し、弊社がこれを受領した時点で成立するものとします。なお、本項における申し込みは、弊社が指定または承認する外部サービスを利用する電磁的方法による署名によって行うことができるものとします。
2. 本契約成立に基づき、お客様から弊社に対して支払われた金銭は、特段の定めが無い限り、返金致しません。

第4条 （本サービスの内容）

人材紹介サービスは、弊社が、職業安定法（昭和22年11月30日法律第141号）に基づき、求人者であるお客様に対し、求職者を紹介し、お客様と求職者の雇用関係の成立をあっせんするサービスです。

第5条 （求人の申込と受理）

1. お客様は、求人の申し込みをする場合、職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件を、文書ファクシミリ、電子メールその他これに準ずる方法で、弊社に対し事前に通知するものとし、弊社は必要に応じ当該求人の条件につき細目を確認するものとし

ます。

2. 前項にかかわらず、次に掲げる事項の何れかに該当する場合、弊社は当該求人の申し込みを受理しないことがあります。

- （1）求人内容が、法令に違反するとき
- （2）賃金、労働時間その他労働条件が、通常の労働条件に比し、著しく不当であると認められるとき
- （3）お客様が、前項の規定による求人内容の明示を行わないとき

第6条 （紹介及び選考採用等）

1. 弊社は、お客様が依頼した求人情報に合致する該当者（以下「紹介対象者」という）に対して、お客様の明示した労働条件を職業安定法第5条の3第1項に定めるとおり明示し、並びに職業安定法第5条の8に定める適格紹介の原則に基づくコンサルティングを実施します。
2. 弊社は、前項により適当と認めた紹介対象者をお客様に対し紹介します。尚、当該紹介時、必要に応じ提出する履歴書及び職務経歴書等は、当該紹介対象者の責任において申告作成されるものであり、記載内容につき弊社は何らかの責任を負うものではありません。
3. お客様は、前項に基づき弊社より紹介を受けた紹介対象者について、自ら選考を行い、これを適当と認めた場合には、当該紹介対象者に対し、求人条件に基づく条件にて採用するものとします。
4. お客様は、紹介対象者の採用において、職業安定法（昭和22年11月30日法律第141号）を遵守するものとします。
5. 弊社は、本条第2項及び第3項につき、お客様に必要なかつ適切なアドバイスをを行い、その他の採用選考に関する支援を行うものとします。
6. お客様は、弊社に対し、本契約が成立した月から毎月月末限り、お客様における、弊社経由で個人情報を取得した求職者または、弊社経由で接触した求職者の採用状況を適宜の方法により報告するものとします。
7. 弊社からお客様に対して、入社状況の報告を求めたにも関わらず、報告を求めた日から30日間が経過しても何らの報告がなされなかった場合、本契約の規程に基づき、弊社が最終の入社状況の報告を求めた日以降にお客様に紹介した求職者全員が入社したものとみなし、お客様は第8条に規定する紹介手数料の支払義務が発生するものとします。
8. 紹介対象者が、弊社によるお客様への職業紹介を希望しない意思を示した場合は、お客様及び弊社は日本国憲法第22条第1項及び職業安定法第2条に定める職業選択の自由並びに労働基準法第5条に定める強制労働の禁止に鑑み、これを尊重するものとします。

第7条 （紹介について）

1. 本サービスにおける、弊社からお客様への人材の紹介とは、本条第2項に基づき、弊社からお客様へ個人情報を開示する等して、お客様と紹介対象者に接触の機会を提供することを意味するものとします。
2. 本条第1項に基づく弊社からお客様への人材紹介以外に、お客様と当該求職者に何らかの接点の有無にかかわらず、弊社が当該求職者の紹介を行った場合は、第8条に定める弊社からお客様への紹介料の請求を妨げません。なお、お客様は弊社による求職者の紹介以前に他の方法による応募又は紹介がなされていた場合には、紹介後5営業日以内に弊社にその旨を通知するものとし、通知がなされなかった場合には、当該求職者について紹介手数料の請求対象となることに同意するものとします。

第8条 （紹介手数料）

1. お客様が、弊社から紹介を受けた求職者を採用し、求職者が入社に至った時点で、弊社に対する紹介手数料の支払義務が発生するものとします。

2. 想定理論年収をもとに紹介手数料が発生するご契約においては、当該入社者の入社日から1年以内に支払われる、月額固定給及び諸手当（通勤手当、時間外労働手当及び市場連動手当を除く）に、想定賞与額を加算した額を想定理論年収といたします。ただし、年俸制が適用される場合は、当該年俸額とします。
3. 求職者が弊社を経由せずにお客様に入社した場合も、その入社・就労が、弊社が当該求職者をお客様に最初に紹介した日から1年以内であるときは、お客様は弊社に前各項に基づく紹介手数料を支払うものとします。
4. 当該求職者が弊社以外の職業紹介事業者等経由での紹介または求職者自身による応募によるお客様との接触があった場合であっても、第6条第3項に定める通知の無い限り、紹介手数料を支払うものとします。
5. お客様が、弊社が本規約の規定に基づいて紹介した求職者を採用し、入社に至ったにも関わらず、入社に至らなかった等の虚偽の報告をした場合、お客様は弊社に対して紹介手数料の200%の金額の損害賠償金支払義務を負うものとします。
6. 弊社が本規約の規定に基づいて紹介した求職者が、第12条に定める事由により内定承諾後、入社までの間に内定承諾を辞退した場合、お客様は弊社に対して紹介手数料を支払うものとします。

第9条（紹介手数料の支払方法）

前条の紹介手数料の支払方法、支払期限等の詳細については、見積書に記載するものとします。

第10条（退職による返金規定）

1. 本契約に基づきお客様が採用した求職者が、自己の意思により、下記の期間内に退職した場合には、退職日の属する月の翌月3営業日以内にお客様が弊社に対して求職者が退社したことを証明する書面（電磁的方法を含む）を提出することにより、弊社は、お客様から支払われた紹介手数料について、見積書に記載の返金率にて計算された額を返金します。
2. お客様に採用された求職者が、以下に記載する事由により退職することとなった場合には、弊社からお客様に対する紹介手数料の返金は致しません。
- （1）セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等のお客様の不法行為による場合
- （2）求人時の勤務条件から正当な理由なく著しい変更が発生したことによる場合
- （3）その他専らお客様都合又はお客様の責に帰すべき事由による場合

第11条（お客様による採用状況等の報告）

弊社はお客様に対し、いつでも、弊社が紹介した求職者の（お客様が採用した求職者の入社後を含みます）、お客様における採用状況を問い合わせることができるものとし、お客様はこれに対して誠実に回答するものとします。

第12条（禁止事項）

1. お客様が弊社のサービスを利用するにあたり、下記の行為を禁止させていただきます。
- （1）各種労働法規に抵触するおそれがある労働条件を提示する行為
- （2）基本的人権の侵害、就職における差別を助長し、均等な雇用機会を損なうおそれがある行為
- （3）採用に応募する者に対して、次に掲げる経済的負担を合理的な理由なく要求し、またはそそのかす行為
- a) 商品、材料、器具等の購入
- b) 講習会費、登録料等の納入
- c) 金銭等による出資
- d) 教育施設等による経費を伴う受講
- e) その他応募者に負担させることが相当ではない経済的負担

- （4）応募者に対し、弊社以外が運営する職業紹介事業その他の人材紹介サービスの利用・登録を助長または勧誘する行為
- （5）わいせつ図画、文書の頒布等に当たる行為
- （6）犯罪的行為に結びつく蓋然性が高い行為
- （7）事実誤認を誘発し又は虚偽の事実を告げ、あるいは事実を告げず欺く行為
- （8）他のお客様または第三者の財産権、プライバシー、著作権その他知的財産権を侵害する行為
- （9）他のお客様または第三者を誹謗中傷し、又は第三者に不利益を与える行為
- （10）本サービス運営を妨げまたは弊社の信用を毀損する行為
- （11）法令、条例または公序良俗に違反するおそれがある行為
- （12）人材採用以外の目的で本サービスを利用する行為
- （13）前各号に定めるもののほか、弊社が合理的な根拠に基づき不適当と判断する行為
2. 弊社は、お客様の行為が前項各号のいずれかに該当し、または該当する恐れがあると判断した場合には、お客様に事前に通知することなく、本サービスの提供を停止することができるものとします。なお、かかる本サービスの停止により、お客様が損害を被った場合であっても、弊社は一切の責任を負わないものとします。

3. 万一、弊社が、第三者から、お客様の行為が第1項各号の1に該当することを理由として権利侵害の主張をされた場合には、お客様の費用と責任においてこれを解決するものとします。また、弊社が独自にかかる紛争に対応した場合には、お客様は、弊社が自己を防衛するため等の法的活動に要する費用（弁護士費用を含む。）をすべて負担するものとします。

第13条（機密情報の保持）

1. 本契約において、秘密情報とは、お客様又は弊社の保有する技術上、営業上その他業務上の一切の知識及び情報（但し、第14条に定める「個人情報」を除く。）をいい、文書、図面、その他書類に記載され、又は電磁的もしくは光学的に記録された情報であるか否かを問わないものとし、又、相手方の承諾を得て、作成されたそれらの複製物・加工物も含むものとします。但し、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りではありません。
- （1）知得時に既に公知であったもの又は知得後自己の責に帰さない事由により公知となった情報
- （2）正当な権限を有する第三者から適正な手段で秘密保持義務を負わずして取得した情報
- （3）知得した情報に依拠することなく独自に開発又は知得された情報
- （4）相手方から提供される前にお客様又は弊社が所有していた情報でかかる事実が立証できるもの
2. お客様及び弊社は、善良な管理者の注意をもって秘密情報を厳正に管理し、第三者に開示もしくは漏洩し、又は本契約の目的以外の目的で使用してはならないものとします。又、秘密情報を本契約の目的による使用を除き、相手方の書面による事前の承認を得ずして複製、加工してはならないものとします。
3. お客様及び弊社は、前項の規定にかかわらず、以下の場合には、秘密情報を開示することができるものとします。
- （1）開示について相手方の書面による事前の承認を得た場合。
- （2）法令に基づき権限のある官公署等から開示の要求があった場合。但し、開示にあたっては、原則として事前に相手方に通知するものとし、事前の通知が困難な場合は、開示後直ちに相手方に通知するものとします。
4. お客様及び弊社は、秘密情報を業務上知ることのある最小限の範囲の役員、従業員及び弁護士・公認会計士などの法令上秘密保持義務を負う第三者（以下、総称して「従業員等」という）にのみ開示するものとし、本条各項の定めを誠実に履行する為、当該従業員等による秘密保持義務の遵守について、相手方に責任を負うものとします。また、退社した従業員等についても同様の取扱いをするものとします。

第14条（個人情報の取扱）

1. 本契約において、個人情報とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号、又は画像もしくは音声により当該個人を識別することのできるものをいい、当該情報のみでは識別できないが他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別することができるものを含むものとします。
2. お客様及び弊社は、個人情報を法令、官庁の定めるガイドラインに従い善良な管理者の注意をもって厳正に管理し事前書面による本人の承諾を得ずして第三者に開示してはならないものとします。
3. お客様及び弊社は、前項の規定にかかわらず、法令に基づき権限のある官公署から開示の要求があつた場合には、当該要求の範囲内で個人情報を開示することができるものとします。但し、開示にあたっては、原則として事前に相手方に通知するものとし、事前の通知が困難な場合は、開示後直ちに相手方に通知するものとします。
4. お客様及び弊社は、個人情報を業務上知る必要のある最小限の範囲の従業員等によりのみ開示するものとし、本条各項を誠実に履行する為、当該従業員等による個人情報保護義務の遵守について、相手方に責任を負うものとします。

第15条（各種秘密情報の漏洩防止）

1. お客様及び弊社は、前各条に定める秘密情報及び個人情報（以下「各種秘密情報」という）の保護の為、善良なる管理者の注意をもって従業員等への情報安全管理教育等を行うことはもとより、各種秘密情報書類の施錠管理、コンピュータのセキュリティ対策を講じるなど、従業員等の各種秘密情報保持の意識向上を図るとともに漏洩防止対策を講じるものとします。
2. お客様及び弊社は、本契約終了後速やかに、相手方の秘密情報を記載又は記録した媒体の返却又は破棄、電磁的又は磁氣的記録の削除・消去その他相手方の秘密情報の利用・開示・漏洩を防止する為、適切な措置をとるものとします。

第16条（サービスの一時停止、中断）

1. 次の各号のいずれかに該当する場合には、弊社はお客様への事前通知なしに、自ら判断により、本サービスの全部または一部を停止・中止もしくは運営方法を変更できるものとします。お客様は、弊社の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、停止や運営方法の変更に関して、弊社に対して損害賠償等を請求することはできません。
 - （1）火災、停電などにより本サービスの提供ができなくなった場合
 - （2）天災地変などにより本サービスの提供ができなくなった場合
 - （3）弊社が設置または管理する設備の異常、故障、障害その他本サービスをお客様に提供できない事由が生じた場合
 - （4）弊社の責めによらない事由により本サービスの提供ができなくなった場合

第17条（キャンセルについて）

第3条に基づき本サービス申込がなされた後にお客様の都合により当該申込をキャンセルする場合、お客様は、本サービスの提供に伴いお客様に既に支払義務が発生した費用の支払義務を免れません。この場合、弊社は、本サービスに基づき、既にお客様よりお支払いいただいた金銭の返金は致しません。

第18条（取引実績の公表）

お客様は、弊社が本サービスの取引実績として、取引実績の公表のために必要な範囲で、お客様の名称、お客様の保有する商標及びロゴを使用し、公表することを許諾するものとします。

第19条（紹介条件等の開示・公開）

お客様は、事前に開示・公開を希望しない旨を指定した場合を除いて、お客様が求人票等に記載した紹介条件および一般的に公開されているお客様の企業情報を、弊社がお客様の求める候補者を募集するために弊社が指定するインターネットウェブサイト等において開示・公開することに同意します。

第20条（免責）

1. お客様の本サービス利用に関する揭示または公開する内容への問い合わせ、クレーム等のトラブル、および本サービスに関連して他のお客様とその他の第三者との間で発生したトラブル（以下、総称して「トラブル等」という）については、弊社に故意又は重過失がある場合を除き、お客様の責任と負担において解決し、弊社に一切迷惑をかけないものとします。万一、問い合わせ等に関連して弊社に損害が発生した場合は、お客様はこれを賠償するものとします。
2. 弊社は、以下の各号の事由に該当する場合には、弊社の判断において、本サービスの提供の全部または一部を停止することがあります。
 - （1）天災地変、事変、疫病の蔓延、放射能汚染その他の不可抗力による非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合
 - （2）法令等による規制が行われた場合
 - （3）お客様による本サービスの利用が、第三者の権利の侵害する場合であつて、当該第三者からお客様又は弊社に対してその旨の警告等の通知がなされた場合
3. 弊社は、前項各号に基づき本サービスの提供の全部または一部が停止されたことによってお客様または第三者に生じた損害及び結果については、一切責任を負わないものとします。
4. 本契約において弊社がお客様に対して負担する損害賠償の範囲は、お客様が直接被った通常の損害に限定され、弊社がお客様から過去1年間に受領した本サービスの料金の総額を上限とします。

第21条（契約の解除）

1. お客様が次の各号の一つでも該当する場合、弊社は何ら催告なく本契約の全部又は一部を解除できるものとします。
 - （1）本規約の各条項のいずれかに違反した場合
 - （2）応募者の基本的人権を侵害する行為（パワハラ、セクハラ等）や就職における差別を助長する行為があつた場合、その他、職業安定法（昭和22年11月30日法律第141号）に違反する行為があつた場合
 - （3）掲載された求人広告と業務の実態が異なり、これによって第三者から苦情を申し立てられた場合、またはその恐れがある場合
 - （4）本規約違反の疑いにつき弊社から説明を求められたにもかかわらず、合理的な説明が行われない場合
 - （5）破産、民事再生手続開始、特別清算手続開始、会社更生手続開始の申し立てを受け、または自ら申し立てた場合、若しくは事実上倒産した場合、またはその蓋然性が高いと弊社が判断した場合
 - （6）支払停止、支払不能その他会社の信用状態に重大な不安が生じたとき
 - （7）その他、本サービスを継続しがたい事由が発生したと弊社が判断した場合
2. 弊社が次の各号の一つでも該当する場合、お客様は、何ら催告なく本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
 - （1）正当な事由がなく、弊社が本サービスを実施しない場合
 - （2）お客様に虚偽の報告をした場合
 - （3）弊社が本規約の条項に違反した場合
 - （4）本業務の遂行にあたって正当な理由なくお客様の指示に従わない場合

第22条（損害賠償）

1. お客様及び弊社は、本規約に規定する内容に違反し、これにより相手方又は第三者に損害を加えたときは、各自の責任により、その損害を賠償する義務を負うものとします。
2. 弊社は、お客様が紹介対象者を採用した後に発生した事象に関しては、一切損害賠償義務を負いません。

第23条（契約期間）

1. 本契約の契約期間は、弊社が申込書受領した日から1年間とします。但し、契約期間満了の1カ月前までにお客様より本契約終了の意思表示がない限り、本契約は更に同一条件のもと、1年間延長されるものとし、それ以降の期間満了に際しても同様とします。
2. お客様から弊社に対して、ある特定の日付から継続して2年間、求人者の紹介の依頼または求人票の更新がなかった場合、同期間の最終日の経過後初めて訪れる3月末日の到来をもって、自動的に本契約は終了するものとします。

第24条（反社会的勢力への対応）

1. お客様及び弊社は、相互に、自己が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - （1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - （2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - （3）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - （4）暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - （5）役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. お客様及び 弊社は、相手方が前項の確約に反して、暴力団員等あるいは前項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本契約を解除することができるものとします。なお、この場合、相手方に対しては何らの損害賠償債務を負わないものとします。

第25条（その他禁止事項）

お客様は、本契約に基づく契約上の地位、及びこれに関して生じた弊社に対する債権その他いかなる権利も、弊社の同意なしに第三者に移転または譲渡することはできません。

第26条（遅延損害金）

本規約に基づきお客様が弊社に対して支払義務を負う債務について、各支払期日までにお支払いがなされない場合、支払期日の翌日から支払日までの遅延損害金として、年率15%の割合で遅延損害金を加えた金員を申し受けます。

第27条（協議事項）

お客様及び弊社は、本規約に定めのない事項及び本規約の各条項の解釈について疑義が発生した場合には、お互いに誠意をもって協議し、解決するものとします。協議にあたっては、弊社のお客様営業担当者を窓口とし、解決が困難な状況となった場合は、管理本部担当者が最終窓口となり協議するものとします。

第28条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用さ

れるものとします。

第29条（合意管轄）

弊社とお客様との間に、本サービスに関連して紛争が生じた場合には東京地方裁判所をもって、専属的合意管轄裁判所とします。

第30条（規約の変更）

弊社は、お客様の確認をもって本規約を随時変更することができ、変更後の規約（以下「新規約」といいます）は、お客様と弊社との間に適用されます。ただし、規約の変更時には1ヶ月の告知期間を設け、電子メールで告知をするものとし、この告知期間の経過を持って新規約が発効するものとします。また、本規約に基づいて現に発生している権利義務は新規約による影響を受けないものとします。規約変更後に本サービスを利用する場合、変更後の本規約に同意したものとみなします。

第31条（契約終了後の効力）

本契約終了後であっても、以下の事項については有効に存続するものとします。

- （1）本規約第12条乃至第15条、第18条、第19条、第23条乃至第28条及び本条の規定
- （2）本契約終了前に適切に発生した、本契約に基づく報酬・料金その他これに準ずる支払い関係における権利・義務

第32条（契約締結の権限）

本契約の署名または記名押印（電磁的方法による場合を含む）は、お客様と弊社を正当に代表する権限のある者によるものであることを相互に保証するものとします。

以上

2024年12月13日改訂

取扱い職種の範囲等の明示

職業安定法第32条の13、職業安定法施行規則第24条の5に則り、下記の項目を明示します。

・取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

当社の全事業所で取り扱う職種の範囲	全職種（港湾運送業務、建設業務を除く）
取扱い地域の範囲	国内全域

・手数料に関する事項

手数料は以下の通り、求人者より申し受けます。なお、届け出る手数料率は上限であり、実際の手数料については別途利用申込書・契約書等にて取り交わすものとなります。

また、求職者の皆さまにつきましては、一切の手数料は発生いたしません。

手数料表	
サービスの種類および内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0円
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 ①または②の範囲内で個別に求人者等と定めるものとします。 ① 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の100％ ② 求人者にサービスの提供を行った際の成功報酬としての一定額の限度額は、300万円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人者の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 ①または②の範囲内で個別に求人者等と定めるものとします。 ① 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の100％ ② 求人者にサービスの提供を行った際の成功報酬としての一定額の限度額は、300万円 手数料負担者は 求人者 とします。

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。

別途加算となります。

・返戻金制度

当社では、返戻金制度を設けております。

返戻金制度の有無	有り
返戻金制度の内容	返戻金制度適用の期間、返戻率などについては個別に求人者等と定める。

・個人情報の取扱いに関する事項

当事業所は、求職者または求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

1 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、担当取締役、職業紹介責任者、職業紹介責任者の職務代行者、職業紹介業務を担当している従業員及び直接または間接に職業紹介業務に関与する従業員のみとする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者とする。

2 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

3 取扱者は、個人の情報に関して、当該請求に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的な事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的な事実と合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

4 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理することとする。

なお、個人情報の取り扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者とする。

・苦情等お問合せ先に関して

苦情処理の責任者は、職業紹介責任者となります。苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って対応いたします。「当社事業所一覧」をご参照ください。

なお、労働者の賃金については、労働基準法第24条の定めにより、直接お支払ください。

・当社事業所一覧

【お問合せ先】

ポート株式会社 就職支援事業部

担当総責任者：吉川 智也

〒169-0074 東京都新宿区北新宿2-21-1新宿フロントタワー5階

TEL：03-5937-6731

事業所名	職業紹介責任者代表	住所	職種の範囲	取扱いの範囲
本社	吉川 智也	〒169-0074 東京都新宿区北新宿2-21-1 新宿フロントタワー5階	・職種の範囲 全職種 ※港湾運送業務、建設業務除く ・取扱いの範囲 国内全域	
INNOVATION LAB.	今井 祐大	〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-22-1 新宿スクエアタワー 15階		
丸五ビル	堀内 康太郎	〒550-0014 大阪府大阪市西区北堀江1-8-12 丸五ビル5階		
名古屋オフィス	高橋 宙	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄2-2-1 広小路伏見中駒ビル BIZcomFort名古屋伏見 8号室		